明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○二千二十二年の国際コーヒー協定（六）　三

〔省　令〕
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五七）　三五

〔告　示〕
○二千二十二年の国際コーヒー協定の日本国による受諾に関する件（外務三一一）　四一
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条第一号イ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有する者を定める件（国土交通八三三）
○登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合等を定める件（同八三四）　四三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
地方公共団体情報システム機構令和四年度財務諸表、地方職員共済組合役員の異動、全国市町村職員共済組合連合会、公立学校共済組合決算関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七三
会社その他
会社決算公告　七七

本号で公布された法令のあらまし

◇二千二十二年の国際コーヒー協定（条約第六号）

（外務省）

この協定は、二〇〇七年の協定に代わり、国際コーヒー機関（以下「機関」という。）の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものである。この協定は、前文、本文五五箇条、末文、一の附属書及び理事会決議第四七七号から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的（第一章）

この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること、加盟国及びコーヒーのバリューチェーンにおける利害関係者による関与を促進すること、持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること等により、コーヒー産業の全ての参加者のため、世界のコーヒー産業を強化し、かつ、その持続的な発展を促進することを目的とすることを規定している。（第一条関係）

2　定義（第二章）

この協定上の用語（「コーヒー」、「コーヒー年度」、「寄託者」等）について定義している。また、寄託者に係る理事会の決定がこの協定の不可分の一部を成すことを規定している。（第二条関係）

3　加盟国による一般的約束（第三章）

加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること等を約束すること、加盟輸出国は、原産地証明書が適切に発行されることを確保する責任を負うこと、加盟輸入国は、再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束すること等を規定している。（第三条関係）

4　加盟国及び賛助加盟員（第四章）

㈠　締約国政府は、機関の単一の加盟国となること等を規定している。（第四条関係）

㈡　民間部門又は市民社会の主体は、理事会の決定により、賛助加盟員となるための審査を受ける資格を有すること、理事会は、賛助加盟員としての地位に係る申請を受理し、又は拒否すること及び賛助加盟員の支払う年次分担金の額の表を作成すること、機関は、賛助加盟員の専門的な助言を利用する機会を有すること等を規定している。（第六条関係）

5　国際コーヒー機関（第五章～第八章）

㈠　千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続すること、機関の最高機関は、理事会とすること等を規定している。（第七条関係）

㈡　機関は、法人格を有すること等を規定している。（第八条関係）

㈢　理事会は、機関の全ての加盟国で構成すること、この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属すること等を規定している。（第九条及び第一〇条関係）

㈣　各加盟国は、五の基本票に加えて、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量及び価額に比例して配分される票を有すること等を規定している。（第一三条関係）

㈤　理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努めること、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国及び加盟輸入国の投ずる票のそれぞれ七〇パーセント以上の多数票による議決で、決定及び勧告を行うこと等を規定している。（第一五条関係）

㈥　理事会は、事務局長を任命すること、事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負うこと等を規定している。（第一八条関係）

㈦　財政及び運営に関する委員会を設置すること、同委員会は、機関の運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行について責任を負うこと等を規定している。（第一九条関係）